SU25004 ブレークスルー 民法Ⅳ

| ページ | 該 当 箇 所 | 誤 | 正 | 更新年月 |
|-----|------------------------------------|--|--|------|
| 35 | 三 離婚の効果 1 身分上の効果 (1) 婚姻関係の解消 | 離婚によって当事者間の婚姻関係が、将来に向かって、消滅する。離婚の最も基本的な効果である。この効果から各当事者の再婚の自由が派生する。ただし、婚姻障害の箇所★1で述べたとおり、女性は一定期間再婚が禁止される(733条1項)。 | が、将来に向かって、消滅する。離婚の最も基本的な効果である。この効果から各当事者の再婚の自由が派生する。 | 24/7 |
| 35 | 欄外 参照 | ★1 婚姻障害については第3章第 1節第2款へ。 | 削除 | 24/7 |